

令和7年度～令和8年度 学童保育所 春休み入所申請のご案内

学童保育所春休み入所申請の受付を下記のとおり行います。

入所を希望する人は、申請書及び就労証明書等保護者の状況を確認する書類を受付期間中に提出してください。

※新1年生と6年生(新中学1年生)は、春休みのみの入所ができません。通常入所で申請してください。

※申請に必要な書類は、那珂川市役所子育て支援課または各学童保育所でお受け取りいただくか、ホームページからダウンロードもできます。

※春休み終了後、継続して通常入所を希望する人は、別に申請が必要です。(締切日2月14日)

■対象者

市立小学校に通う家庭で保育することができない
1年生(新2年生)から5年生(新6年生)までの児童
※保護者が就労などで昼間不在となる世帯の児童(就労の場合、月48時間以上)

■春休みの入所期間

令和8年3月25日(水)～1学期始業式前日

※春休みのみの入所は、上記期間に限定されます。
期間途中の入所はできません。また、春休み終了後も継続して入所を希望される場合は、別途申請が必要です。

■開所時間

- ・通常保育時間 平日 8:00～18:00
土曜日 8:00～17:30
※集団下校を行う場合は、17:00頃から下校を開始します。
- ・延長保育時間 18:00～19:00
※申し込み・料金別途必要です。
※延長保育利用の場合は、保護者のお迎えが必要です。
※土曜日は延長保育がありません。

■利用料金(予定)

3,000円前後(内訳:3月分1,650円 4月分未定)

※すでに入所中の児童で、春休みまで利用の場合、保育料は4月分のみとなります。

※保育料は、指定日までに郵便振込でお支払いいただきます。納付書は、入所決定通知と併せて送付いたします。

※延長保育を行った場合の延長保育料は日額520円ですが、春休み期間の平日全てで延長保育を希望する場合は、3,880円となります。

■受付期間

令和8年1月7日(水)から2月14日(土)まで

※書類不備の場合は受付できませんので、書類をすべて揃えてから提出してください。

※入所審査の結果については、後日文書にてご連絡いたします。

※土曜日は学童保育所のみの受付です。

※必ず保護者が提出してください。

■受付場所

各学童保育所
平日及び土曜日
※学童保育所の開所時間は日によって異なります。
受付時間はあらかじめご確認ください。
那珂川市役所子育て支援課
平日のみ
※受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。

■提出書類

入所申請書
就労証明書等
※詳しくは裏面をご覧ください。

《注意事項》

- ・定員を超える申請があった場合は、低学年を優先します。
- ・学童保育所では昼食は出ません。必ず弁当を持ってくる。

《見学のご案内》

学童保育所は、下記の時間帯に見学できます。
入所希望の人は、ぜひ一度見学してみてください。

平日 15:00～17:00 土曜 10:00～17:00

■問い合わせ先

- ・入所手続きに関するお問い合わせ
那珂川市役所 子育て支援課
TEL 953-2211(内線152～154)
- ・学童保育所の運営に関するお問い合わせ
株式会社テクノ コーポレーション TEL 263-8040

学童保育所の連絡先

学童保育所名	電話番号
南畑学童保育所	953-3660
岩戸学童保育所	953-1768
岩戸北学童保育所	953-3141
安德学童保育所	953-1766
安德北学童保育所	952-8147
片縄学童保育所	952-8133
安德南学童保育所	953-6221

■提出書類

【入所申請書】

- ・太わく内をご記入ください。
- ・「年齢」「学年」は、新規者は**令和7年4月1日**時点で、既入所者は**令和8年4月1日**時点で記入してください。
- ・「勤務先・学校・保育施設等」には、保護者の勤務先名やきょうだいが通う学校・保育所・幼稚園名を記入してください。
- ・「連絡先①」は、携帯電話など緊急時に連絡がとれる番号を記入し、優先順位をつけてください。
- ・「連絡先②」は、閉所情報やお知らせメールを配信する際に必要となります。必ずご記入をお願いします。
- ・「入所児童の健康状態など」は児童の健康について記入してください。また、既往歴やかかりつけの病院などがある方は、保育を行う上で重要な情報になりますので具体的に記入してください。
- ・学童保育所ではおやつを用意しています。卵を使用したおやつなど、子どもに食べさせてはいけないものがありましたら、アレルギーの欄に具体的に記入をしてください。

【就労証明書】

- ・会社等に勤務している人は、指定の様式に勤務先から証明をもらってください。
 - ・自営業の人は、就労証明書に下記のいずれかひとつ、写しを添付してください。
 - 法人登記簿、開業届
 - 営業許可証(有効期間内のもの)
 - 確定申告書1・2表、請負契約書(1年以内のもの)
- ※就労証明書の証明日は6か月以内のもの。
- ※きょうだい児が保育施設入所等ですすでに提出している方は不要です(内容に変更がない場合に限る)。ただし、必ず入所申請書の保育施設等の欄に施設名を記入してください。

【必要に応じて提出する書類】

- ・保護者が就学や疾病等の理由で子どもの保育ができない場合は、現況申立書と添付資料を提出してください。
- ※状況や内容によっては、入所要件に該当しない場合があります。
- ※きょうだい児が保育施設入所等ですすでに提出している方は不要です(内容に変更がない場合に限る)。ただし、必ず入所申請書の保育施設等の欄に施設名を記入してください。

■利用料金の請求と支払先

学童保育所は、指定管理者の株式会社テクノコーポレーションが運営しています。このため、利用料金の請求と支払先は株式会社テクノコーポレーションとなります。

■利用料金助成制度

那珂川市では、学童保育所利用者の経済的な負担を軽減するため、下記に該当する人は利用料金の助成を受けることができます。

希望する人は、市役所子育て支援課で手続きをしてください。

1. 助成要件

- (1)保護者が生活保護受給世帯である
- (2)保護者の世帯が(当該年度分)市町村民税非課税世帯である
- (3)保護者が児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給している

2. 助成額

要件の(1)に該当する人 → 利用料金の全額

要件の(2)(3)に該当する人 → 利用料金の半額

3. 申請窓口

那珂川市役所 子育て支援課

※学童保育所では手続きできません。

4. 手続きに必要なもの

要件(1)に該当する人 → 印かん

生活保護受給証明書(写し)

要件(2)に該当する人 → 印かん

市町村民税非課税証明書

(令和7年度分)

※令和7年1月1日に那珂川市に住民票がある人は不要

要件(3)に該当する人 → 印かん

児童扶養手当証書(写し)